

# 片平会館運営細則

## (位置・名称)

**第 1 条** 片平会館（以下「会館」という）の位置および名称は次の通りとする。

- (1) 位置 川崎市麻生区片平5丁目11番10号
- (2) 名称 片平会館

## (目的)

**第 2 条** この規則は、会館の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2. この細則は、会則第46条（細則の制定）に基づくもの。

## (維持・管理)

**第 3 条** 会館の維持・管理は片平町内会三役会（以下「三役会」という）が当たる。三役会から付託された事項については、会館管理責任者（以下「管理責任者」という）が執行する。

2. 管理責任者は片平町内会会長（以下「会長」という）とする。
3. 管理責任者は業務を管理人に委託する事ができる。管理人の業務は別紙に示す。
4. 三役会からの付託事項は次の通りとする。
  - ア. 鍵の授受
  - イ. 使用料の受け取り・管理
  - ウ. 会館使用許可
  - エ. 会館の整理・整頓
  - オ. 会館運営に関する事項

## (使用目的)

**第 4 条** 会館は片平町内会（以下「町内会」という）運営上の諸集会のほか、町内会会員（以下「会員」という）の親睦及び公共の福祉厚生を図るために利用する。

## (使用の申請)

**第 5 条** 会館の使用については、別に定める使用許可申請書（以下「申請書」という）を提出し、管理責任者の許可を得なければならない。

2. 申請書の提出は使用日の2週間前までとする。但し、管理責任者が認めたときはこの限りではない。
3. 会館を定期的（月／週単位）に使用する場合は、毎月10日までに、翌月の申請書を提出し継続申込を行えば、その都度手続きを要しない。
4. 会員が1人以上含まれ、かつ、責任者として会員が出席していなければならない。

## (使用制限)

**第 6 条** 次の場合は、利用を認めないものとする。

1. 第4条に定める使用目的に合致しない場合
2. 営利を目的とする事業を行う場合
3. 公安その他風紀を乱す恐れのある場合
4. 物および設備を破損する恐れのある場合
5. 管理上、支障がある場合
6. 政治結社、宗教団体が使用する場合
7. 未成年者のみが使用する場合

**(使用料)**

**第 7 条** 会館を維持するため使用者から光熱費等を徴収する。

区分	大会議室	小会議室	ホール
町内会の主催する会合 (減免については3役会で決定する)	無料	無料	無料
その他、管理責任者が認めたもの	1,000円/半日	500円/半日	2,000円/半日

[備考]

1. 料金は午前、午後、夜間に区分された時間帯の額
2. 慶弔時の場合は、原則として全館(事務室は除く)利用とし、1日30,000円とする。但し、町内会役員会使用する場合は最優先される

**(損害の賠償)**

**第 8 条** 会館使用者が故意または過失によって建物、施設、備品等を損傷し、または滅失したときは、その損害に対して賠償の責務を負うものとする。

**(鍵の授受)**

**第 9 条** 原則として利用当日に受け取り、利用後は速やかに返納する。

**(利用上の注意事項)**

**第 10 条** 利用に当たっては、次の事項を厳守する。

1. 申込み利用時間を守ること
2. 利用後は、備品等を原状に復し清掃すること
3. 火の始末、戸締りは念入りに行うこと
4. 会館内の厨房以外で調理器具の使用を禁止する
5. ゴミ類は利用者が持ち帰ること
6. 禁煙とする
7. その他、会館の利用に支障を来たす行為はしないこと

**(運営の経費)**

**第 11 条** 会館運営の経費は、特別会計とし、次の項目によって経理する。

1. 収入事項
  - ア. 経常費からの繰入金
  - イ. 使用料および謝礼金
  - ウ. 雑収入
2. 支出事項
  - ア. 施設、備品の整備・補充
  - イ. 光熱・水道料
  - ウ. その他

以上

**附 則**

**第 1 条** この細則は平成23年4月23日から施行する。

以上